

処 分 の 内 容

清水新地二丁目の境界線

東側 市道新地第五号線の東側線

西側 八景水谷四丁目との町界線、市道新地第一号線の東側線、市道新地第二号線の東側線、市道新地第九三号線の北側線、八景水谷三丁目との町界線

南側 八景水谷二丁目との町界線

北側 主要地方道熊本大津線の北側線

清水新地二丁目の境界線

東側 市道新地第一五号線の東側線

西側 市道新地第五号線の東側線

南側 八景水谷二丁目との町界線

北側 主要地方道熊本大津線の北側線

清水新地三丁目の境界線

東側 麻生田一丁目との町界線

西側 主要地方道熊本大津線の東側線、市道新地第一五号線の東側線

南側 八景水谷二丁目との町界線、市道新地第二〇号線の東側線、県道託麻北部線の北側線

北側 国道三号の北側線

清水新地四丁目の境界線

東側 主要地方道熊本大津線の東側線

南側 八景水谷四丁目との町界線、主要地方道熊本大津線の北側線

北側 西合志町との行政界、国道三号の北側線

清水新地五丁目の境界線

西側 国道三号の北側線

南側 主要地方道熊本大津線の北側線

北側 西合志町との行政界

清水新地六丁目の境界線

東側 市道新地第三五号線の東側線、清水町大字新地字馬立一八四六の二、一八四五の四、一八四五の三四、一八四五の九、一八四五の二九、一八四五の二八、一八四五の二二と同町字鈴原一九六二の三五、一九六二の三六との筆界線、清水町大字新地字鈴原一九六二の六と同所一九六二の一との筆界線、

清水町大字新地字鈴原一九六二の六、一九六二の一五、一九六二の四七、一九六二の七、一九六二の四〇、一九六二の八、一九六二の二二、一九六二の三、一九六二の四三、一九六二の四、一九六二の二四、一九六二の四六と同

所一九六二の三七、一九六二の三八との筆界線、清水町大字新地字馬立一八四二、一八四一と同町字鈴原一九六二の三八との筆界線

西側 国道三号の北側線

南側 清水町大字新地字裏側一〇六五の一地先水路の北側線、清水町大字新地字裏側一〇六六の二、一〇六六の三、一〇六七の二、一〇六八の二、一〇六九の三地先水路、一〇六九の二と同所一〇六六の一、一〇六七の一、一〇六八の一、一〇六九の三、一〇六九の一との筆界線、清水町大字新地字裏側一〇六九の二から一〇七二の四へ至る水路の東側線、市道新地第三〇号線の東側線、市道新地第三三号線の北側線、市道新地第三二号線の北側線

北側 主要地方道熊本大津線の北側線

清水新地七丁目の境界線

東側 菊陽町との行政界

西側 市道新地第三五号線の東側線、清水町大字新地字馬立一八四六の二、一八四五の四、一八四五の三四、一八四五の九、一八四五の二九、一八四五の二八、一八四五の二二と同町字鈴原一九六二の三五、一九六二の三六との筆界線、清水町大字新地字鈴原一九六二の六と同所一九六二の一との筆界線、

清水町大字新地字鈴原一九六二の六、一九六二の一五、一九六二の四七、一九六二の七、一九六二の四〇、一九六二の八、一九六二の二二、一九六二の三、一九六二の四三、一九六二の四、一九六二の二四、一九六二の四六と同所一九六二の三七、一九六二の三八との筆界線、清水町大字新地字馬立一八四二、一八四一と同町字鈴原一九六二の三八との筆界線

南側 市道新地第三二号線の北側線、市道新地第五一号線の東側線、清水町大字新地字中島一九四九の一地先里道の北側線、市道麻生田新地第一号線の北側線、市道新地第四一七号線の東側線、清水町大字新地字中島一九四〇と同所一九三九の三、一九三九の一、一九三九の七、一九三九の九、一九三九の二、一九三九の四との筆界線、市道新地第四三三号線の東側線、清水町大字新地字中島一九三七の一と同所一九三八の二、一九三八の三、一九三八の四、一九三八の五、一九三七の二、一九三八の八との筆界線

北側 主要地方道熊本大津線の北側線、西合志町との行政界

麻生田一丁目の境界線

西側 市道新地第二〇号線の東側線

南側 八景水谷二丁目との町界線

北側 県道託麻北部線の北側線

麻生田三丁目の境界線

東側 市道麻生田第三号線の東側線、市道麻生田第一〇号線の東側線、市道麻生田第三六号線の北側線、市道麻生田第七八号線の東側線、市道麻生田新地第二号線の北側線、市道麻生田第七九号線の東側線、市道麻生田第四号線の東側線、市道麻生田第三五号線の東側線

西側 国道三号の北側線

南側 麻生田一丁目との町界線、麻生田二丁目との町界線

北側 清水町大字新地字裏側一〇六五の一地先水路の北側線、清水町大字新地字裏側一〇六六の二、一〇六六の三、一〇六七の二、一〇六八の二、一〇六九の三地先水路、一〇六九の二と同所一〇六六の一、一〇六七の一、一〇六八の一、一〇六九の三、一〇六九の一との筆界線、清水町大字新地字裏側一〇六九の二から一〇七二の四へ至る水路の東側線、市道新地第三〇号線の東側線、市道新地第三三号線の北側線、市道新地第三二号線の北側線

麻生田四丁目の境界線

東側 市道新地第四六号線の東側線、市道榎木麻生田第一号線の東側線、市道麻生田第五五号線の北側線、市道麻生田第七二号線の東側線

西側 市道麻生田第七八号線の東側線、市道麻生田新地第二号線の北側線、市道麻生田第七九号線の東側線、市道麻生田第四四号線の東側線、市道麻生田第三五号線の東側線

南側 麻生田二丁目との町界線

北側 市道麻生田第三六号線の北側線、市道麻生田新地第二号線の北側線、市道新地第四四号線の北側線

麻生田五丁目の境界線

東側 清水町大字新地字沓町拓二一〇の一三三、二一〇の二五五、二一〇の二六六、二一〇の二七一、二一〇の二八二、二一〇の二九七、二一〇の三〇七、二一〇の三七七、二一〇の三〇六の一と同所二一〇の二二、二一〇の四八、二一〇の七三、二一〇の七五、二一〇の七二との筆界線、市道新地第四六号線の東側線

西側 市道麻生田第三号線の東側線、市道麻生田第一〇号線の東側線

南側 市道麻生田第三六号線の北側線、市道麻生田新地第二号線の北側線、市道新地第四四号線の北側線

北側 市道新地第三三号線の北側線、市道新地第五一号線の東側線、清水町大字新地字中島一九四九の一地先里道の北側線、市道麻生田新地第一号線の北側線、市道新地第四一四号線の東側線、清水町大字新地字中島一九四〇と同所一九三九の三、一九三九の一、一九三九の七、一九三九の九、一九三九の二、

一九三九の四との筆界線、市道新地第四三三号線の東側線、清水町大字新地字中島一九三七の一と同所一九三八の二、一九三八の三、一九三八の四、一九三八の五、一九三七の二、一九三八の八との筆界線、菊陽町との行政界

榎木四丁目の境界線

東側 菊陽町との行政界、榎木五丁目との町界線、市道榎木第四八号線の北側線、市道榎木第一号線の東側線、清水町大字榎木字沖二〇五三の七、二〇五二の二と同所二〇五〇の一、二〇五二の四との筆界線、榎木五丁目との町界線

西側 市道榎木麻生田第一号線の東側線、市道麻生田第五五号線の北側線、市道麻生田第七二号線の東側線

南側 榎木三丁目との町界線、榎木三丁目との町界線

北側 市道新地榎木第一号線の北側線、市道榎木第五一号線の北側線、清水町大字榎木字沖二〇八七の一七と清水町大字新地字沓町拓二〇九三の二との筆界線、市道榎木新地第一号線の北側線、市道榎木第一号線の北側線、清水町大字榎木字上沖二二二四の一と同所二二二五との筆界線

榎木五丁目の境界線

東側 九州縦貫自動車道の東側線

西側 清水町大字新地字沓町拓二一〇の一三三、二一〇の二五五、二一〇の二六六、二一〇の二七一、二一〇の二八二、二一〇の二九七、二一〇の三七七、二一〇の七三、二一〇の七五、二一〇の七二との筆界線、市道新地第四六号線の東側線

南側 市道新地榎木第一号線の北側線、市道榎木第五一号線の北側線、清水町大字榎木字沖二〇八七の一七と清水町大字新地字沓町拓二〇九三の二との筆界線、市道榎木新地第一号線の北側線、市道榎木第一号線の北側線、清水町大字榎木字上沖二二二四の一と同所二二二五との筆界線、菊陽町との行政界

榎木六丁目の境界線

北側 菊陽町との行政界

東側 菊陽町との行政界

西側 九州縦貫自動車道の東側線

南側 菊陽町との行政界

北側 菊陽町との行政界

八景水谷三丁目の境界線

東側 市道新地第一号線の東側線、市道新地第二号線の東側線

南側 市道新地第九三三号線の北側線

北側 八景水谷四丁目との町界線  
楠五丁目の境界線

西側 市道榆木第一号線の東側線

南側 清水町大字榆木字沖二〇五三の七、二〇五二の二と同所二〇五〇の二、二〇五二の四との筆界線

北側 市道榆木第四八号線の北側線

江津二丁目の境界線

西側 出水八丁目との町界線

南側 国道五七号の北側線

公 告

熊本県公告第八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、  
県営舟島地区土地改良事業（区画整理、農業用排水施設）計画を変更したので、同条第六項で準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後十五日以内に申し立て  
らねたい。

平成十四年二月十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 縦覧に供する書類の名称

県営舟島地区土地改良事業（区画整理、農業用排水施設）変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成十四年二月十四日から平成十四年三月十三日まで

三 縦覧場所

植木町役場

熊本県公告第九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、  
県営深田南部地区土地改良事業（農業用排水施設、暗渠排水）計画を変更したので、同

条第六項で準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の  
写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後十五日以内に申し立て  
らねたい。

平成十四年二月十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 縦覧に供する書類の名称

県営深田南部地区土地改良事業（農業用排水施設、暗渠排水）変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成十四年二月十四日から平成十四年三月十三日まで

三 縦覧場所

深田村役場

熊本県公告第九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出  
があつたので、同法第五条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出  
及び添付書類を縦覧に供する。

平成十四年二月十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニコニコ堂鏡店

熊本県八代郡鏡町上鏡西浜無田一一四八

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻午前十時 閉店時刻午後九時

変更後 二十四時間営業（ニコニコ堂のみ）

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時から午後十時まで

変更後 二十四時間

3 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前 午前六時から午後十時まで

変更後 二十四時間

三 変更する年月日

平成十四年二月二日  
四 変更に係る事項以外の届出事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

株式会社ニコニコ堂ほか七

2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

六、四〇九平方メートル

3 駐車場の収容台数

三六五台

4 駐車場の収容台数

一八〇台

5 荷さばき施設の面積

二〇八平方メートル

6 廃棄物等の保管施設の容量

八四立方メートル

7 駐車場の自動車の出入口の数

三か所

五 届出年月日

平成十四年一月二十五日

六 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課及び熊本県八代地域振興局振興調整室  
平成十四年二月十三日から平成十四年六月十二日まで

熊本県公告第九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により小川町から意見書の提出があつたので、同法第八条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成十四年二月十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニコニコ堂小川店 下益城郡小川町河江八の坪九六一

二 市町村意見の概要

特に無し

三 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城地域振興局振興調整室  
平成十四年二月十三日から平成十四年三月十二日まで

熊本県公告第九十三号

荒尾都市計画事業東屋形土地区画整理事業の事業計画変更について、土地区画整理法昭和二十九年法律第十九号（第三十九条第一項の規定により認可したので、同条第四項の規定により公告する。

平成十四年二月十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 組合の名称 東屋形土地区画整理組合

二 事業施行期間 平成六年十二月十三日から平成十五年三月三十一日まで

三 施行地区 荒尾市荒尾字日焼、字田添、字平原、字稲葉山、字東屋形山、字馬渡、字南足尺の各一部

四 事務所の所在地 荒尾市荒尾字田添三三六一

五 設立認可の年月日 平成六年十二月十三日

六 変更認可の年月日 平成十四年二月五日

熊本県公告第九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、平成十年三月十二日確定した県営小森鳥子地区土地改良事業（区画整理）の計画の一部を変更したので、次の事項を記載した書類とともにこの旨公告する。

平成十四年二月十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 事業計画変更の概要

県営小森鳥子地区土地改良事業（区画整理）計画変更概要書

二 公告場所

西原村役場

熊本県公告第九十五号

高森町長今村博信から土地改良事業計画変更の協議があつたので審査し、平成十四年二月四日付けで変更を適当と決定したから、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）

第九十六条の三第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間終了後十五日以内に申し出られたい。

平成十四年二月十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 縦覧期間

平成十四年二月十四日から  
平成十四年三月十三日まで

二 縦覧場所

高森町役場

三 縦覧に供する書類の名称

村山地区土地改良事業（農業用道路）変更計画書

熊本県公告第九十六号

矢部町長甲斐利幸から土地改良事業施行の協議があったので審査し、平成十四年二月四日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項で準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間終了後十五日以内に申し出られたい。

平成十四年二月十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 縦覧期間

平成十四年二月十四日から  
平成十四年三月十三日まで

二 縦覧場所

矢部町役場

三 縦覧に供する書類の名称

矢部（新小後谷・新小中野尾）地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し

熊本県公告第九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営百太郎溝地区土地改良事業（農業用排水施設）計画を変更したので、同条第六項で準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次の

ように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後十五日以内に申し出られたい。

平成十四年二月十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 縦覧に供する書類の名称

県営百太郎溝地区土地改良事業（農業用排水施設）変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成十四年二月十四日から平成十四年三月十三日まで

三 縦覧場所

錦町役場

上村役場

免田町役場

岡原村役場

多良木町役場

須恵村役場

深田村役場

熊本県公告第九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営花房東部地区土地改良事業（区画整理）計画を変更したので、同条第六項で準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後十五日以内に申し出られたい。

平成十四年二月十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 縦覧に供する書類の名称

県営花房東部地区土地改良事業（区画整理）変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成十四年二月十四日から平成十四年三月十三日まで

三 縦覧場所

菊池市役所

## 旭志村役場

## 熊本県公告第九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、  
 県営小宮地区土地改良事業（農用地の保全）計画を変更したので、同条第六項で準用する  
 同法第八十七条第五項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように  
 縦覧に供する。この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後十五日以  
 内に申し立てられたい。

平成十四年二月十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 一 縦覧に供する書類の名称

県営小宮地区土地改良事業（農用地の保全）変更計画書の写し

## 二 縦覧期間

平成十四年二月十四日から平成十四年三月十三日まで

## 三 縦覧場所

新和町役場

## 熊本県公告第百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、  
 県営小宮地区土地改良事業（農業用排水施設）計画を変更したので、同条第六項で準  
 用する同法第八十七条第五項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のよ  
 うに縦覧に供する。この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後十五  
 日以内に申し立てられたい。

平成十四年二月十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 一 縦覧に供する書類の名称

県営小宮地区土地改良事業（農業用排水施設）変更計画書の写し

## 二 縦覧期間

平成十四年二月十四日から平成十四年三月十三日まで

## 三 縦覧場所

新和町役場

## 熊本県公告第百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、  
 県営金峰北部地区土地改良事業（農業用道路）計画を変更したので、同条第六項で準用す  
 る同法第八十七条第五項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように  
 縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後十五日以内に申し立て  
 られたい。

平成十四年二月十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 一 縦覧に供する書類の名称

県営金峰北部地区土地改良事業（農業用道路）変更計画書の写し

## 二 縦覧期間

平成十四年二月十四日から平成十四年三月十三日まで

## 三 縦覧場所

天水町役場

玉東町役場

植木町役場

## 熊本県公告第百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、  
 県営横島南部地区土地改良事業（農業用道路）計画を変更したので、同条第六項で準用す  
 る同法第八十七条第五項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のよ  
 うに縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後十五日以内に申し立て  
 られたい。

平成十四年二月十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 一 縦覧に供する書類の名称

県営横島南部地区土地改良事業（農業用道路）変更計画書の写し

## 二 縦覧期間

平成十四年二月十四日から平成十四年三月十三日まで

## 三 縦覧場所

横島町役場

熊本県公告第百三三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、  
県営明丑地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路）計画を変更したので、同条  
第六項で準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写  
しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後十五日以内に申し立て  
られたい。

平成十四年二月十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 縦覧に供する書類の名称

県営明丑地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路）変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成十四年二月十四日から平成十四年三月十三日まで

三 縦覧場所

横島町役場

玉名市役所

熊本県公告第百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、  
県営川辺地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、区画整理）計画を変更した  
ので、同条第六項で準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき公告し、土地改良事業  
計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後十五日以内に申し立て  
られたい。

平成十四年二月十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 縦覧に供する書類の名称

県営川辺地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、区画整理）変更計画書  
の写し

二 縦覧期間

平成十四年二月十四日から平成十四年三月十三日まで

三 縦覧場所

山鹿市役所

熊本県公告第百五号

熊本市長三角保之から土地改良事業計画変更の協議があつたので、審査し平成十四年二  
月四日付けで変更を適当と決定したから、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）  
第九十六条の三第五項で準用する同法第八十六条第六項の規定により次のとおり関係書類を縦  
覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間終了後十五日以内に申し出られ  
たい。

平成十四年二月十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 縦覧期間

平成十四年二月十四日から  
平成十四年三月十三日まで

二 縦覧場所

熊本市役所

三 縦覧に供する書類の名称

尾跡地区土地改良事業（農業用道路）計画書

熊本県公告第百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、  
県営北谷尾崎地区土地改良事業（農用地の保全）計画を変更したので、同条第六項で準用  
する同法第八十七条第五項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のよ  
うに縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し立て  
られたい。

平成十四年二月十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 縦覧に供する書類の名称

県営北谷尾崎地区土地改良事業（農用地の保全）変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成十四年二月十四日から平成十四年三月十三日まで

三 縦覧場所

熊本市役所

熊本県公告第七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営  
荒木浜地区土地改良事業（農業用排水施設）計画を定めたので、同条第五項の規定に基  
づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。  
この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後十五日以内に申し立て  
らるたい。

平成十四年二月十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 縦覧に供する書類の名称

県営荒木浜地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し

二 縦覧期間

平成十四年二月十四日から平成十四年三月十三日まで

三 縦覧場所

大矢野町役場

熊本県公告第八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営  
大町地区土地改良事業（農業用排水施設）計画を定めたので、同条第五項の規定に基  
づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。  
この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後十五日以内に申し立て  
らるたい。

平成十四年二月十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 縦覧に供する書類の名称

大町地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し

二 縦覧期間

平成十四年二月十四日から平成十四年三月十三日まで

三 縦覧場所

甲佐町役場

登 載 依 頼

熊本県スポーツ振興審議会公告第二号

平成十三年度熊本県スポーツ振興審議会の会議を、次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成十四年二月十三日

熊本県スポーツ振興審議会

会長 川 崎 順 一 郎

一 開催日時

平成十四年二月二十七日（水）

午後二時から午後四時まで（予定）

二 開催場所

熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県庁 本館五階 五十一共用会議室

三 議題

1 スポーツ振興計画骨子（案）について

2 その他

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会の会  
長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県スポーツ振興審議会事務局（熊本県教育庁体育保健課生涯スポーツ班）

（電話〇九六一三八三一一一一 内線六七三五）

熊本県社会福祉審議会老人福祉専門分科会公告第九十三号

熊本県社会福祉審議会老人福祉専門分科会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は次のとおり。



平成十四年二月十三日

熊本県社会福祉審議会老人福祉専門分科会

会長 石 橋 敏 郎

一 開催日時

平成十四年二月二十五日(月)  
午後一時から午後二時十五分まで(予定)

二 開催場所

熊本県熊本市水前寺公園二十八番五十一号  
熊本テルサー「たい樹」

三 議題(予定)

- 1 介護保険制度の施行状況について
- 2 介護予防・生活支援事業等の取組状況について
- 3 新しい「高齢社会対策大綱」について
- 4 その他

四 傍聴者の定員

十五人

五 傍聴手続

- 1 会議の傍聴の受付は、午後〇時から午後 時三十分まで会議の会場において行い、専門分科会の会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

- 2 傍聴者については、受付先着順に決定する。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。

六 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県社会福祉審議会老人福祉専門分科会事務局(熊本県健康福祉部高齢保健福祉課  
企画・在宅班)

(電話〇九六―三八三―一一一 内線七〇九四)

平成十四年二月十三日  
熊本市印刷所  
発行

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地  
株式会社  
電話代〇九六二八六三三番社八

